

クールジャパン分野への外国人材の受入れについて

平成29年10月3日

- クールジャパン関係府省連絡・連携会議
- ・クールジャパン人材育成政府連絡会合同会合

法務省入国管理局

クールジャパン分野への外国人材の受入れに係る法務省の取組

総合特区

- 「特定伝統料理海外普及事業」における外国人調理人の受入れ（平成25年11月から開始）
外国人が、日本国内の日本料理店で働きながら日本料理の知識及び技能を習得するための在留資格が認められていないところ、総合特区内において考案され広く提供されている我が国の伝統的な料理（京料理が該当）の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするため、在留資格「特定活動」により就労（最長5年間）を認める特例措置

全国措置

- 「日本料理海外普及人材育成事業」における外国人調理師の就労（平成26年2月から開始）
本邦の調理師養成施設を卒業して調理師免許を取得した留学生について、農林水産省の認定を前提として、本邦の公私の機関との契約に基づいて調理に関する技能を要する日本料理の調理に係る業務に従事する活動を行うことを可能とするため、在留資格「特定活動」により就労（最長5年間）を認める特例措置

国家戦略特区

- クールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進（平成29年9月から開始）
国家戦略特区において、「技術・人文知識・国際業務」又は「技能」の在留資格に該当するクールジャパン・インバウンド分野の活動を行う外国人について、地域固有の視点から現行の上陸許可基準の代替措置の検討を行った上で、上陸許可基準を緩和し、その就労を促進する特例措置

全国措置

- クールジャパンに関わる分野において就労しようとする留学生等に係る在留資格の明確化（平成29年9月公表）
アニメ、ファッション・デザイン、食などを学びに来た留学生が、引き続き本邦で働くことを希望する場合等において、在留資格の決定に係る運用の明確化及び透明性の向上を図り、申請者の予見可能性を高める観点から、在留資格の該当性に係る考え方及び許可・不許可に係る具体的な事例を公表